

～ 農業関係新規事業のお知らせ ～



町では、平成 28 年度より農業者への新たな支援事業として、次の新規事業を行います。



新たな農業担い手育成等支援事業

次代を担う新規就農者の円滑な就農及び農業後継者の育成を図るため、本町の区域内において新たに農業経営を目指す新規就農者等に対し、農業技術習得及び就農支援を行い、地域の担い手の確保と新規就農の促進により、本町の農業振興と農業農村地域の活性化を図ることを目的とし、次のとおり支援します。

◎研修学費支援

経営に必要な基礎的な知識・技術及び能力の取得を図るために「富良野緑峰高等学校特別専攻科」、「道立農業大学校」に通学している 2 年間にかかる授業料、海外農事視察等の費用学費等を助成します。なお、在学中の生徒も対象となります。

◎住居等支援

円滑な研修・就農を支援するために自ら居住するための住宅等にかかる家賃及び住宅整備費用について助成します。

◎研修受入支援

新規就農予定者の生産技術・経営管理能力や農家生活等の指導にかかる研修の営農指導費用について、研修期間中 2 年間で月額 10 万円を助成します。



上富良野町収益向上作物生産振興事業

農業経営者の高齢化が進む中、年齢を重ねても持続できる営農形態を選択し、農業経営の維持及び農業所得の向上を図ろうとする意欲的な農業者や新たな担い手として、安定した収益確保が可能な営農を営もうとする新規就農者等に対し、園芸作物をはじめとした高収益作物の新規導入並びに耕作面積の維持・拡大のため、施設導入及び整備等に係る費用について支援し、作物の産地形成及び農業経営の安定、地域農業の振興を図ることを目的とし、次のとおり助成します。ただし、7 年間の継続した取組みを基本とします。

◎対象作物

ハウス園芸による作物、青シソ、果実、薬用作物、ホップ

◎対象経費

対象作物にかかるハウス等施設の新規導入・更新、対象作物の苗代等（新規導入及び増反のみ）、作業用機械等（移植機、管理作業機、収穫機）、施設設備費（ハウス内の加温及びかん水設備含む）の対象経費について、1/2 以内（更新については 1/3 以内）150 万円を限度に助成します。また、対象経費に係る融資の利子および保証料についても一部助成します。



◀ 問い合わせ先 ▶

上富良野町役場産業振興課農業振興班 45-6984